

## あんしん保証サービス提供条件規約

(2013年11月13日をもちまして、「あんしん保証サービス」の受付を終了いたしました)

### (規約の適用等)

- 第1条 ソフトバンク株式会社及び株式会社ウィルコム沖縄(併せて、以下「当社」といいます。)は、あんしん保証サービス提供条件規約(以下「本規約」といいます。)を定め、これに基づきあんしん保証サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、当社ホームページへの掲示をもって本規約の変更とし、料金その他の提供条件は、変更後の規約によるものとします。

### (用語の定義)

- 第2条 本規約における用語の定義は、次の各号で定める他、当社が規定する各契約約款(以下、「各契約約款」といいます。)の定義に従うものとします。
- (1)「端末機器等」とは、当社が指定する端末機器等をいいます。
- (2)「新規ご購入等」とは、各契約約款に規定する通信サービス契約(以下、「各契約」といいます。)の申込みと同時に行う端末機器等の新規ご購入、機種の変更と同時に行う端末機器等の新規ご購入及び当社が別に本サービスの対象と定めるものをいいます。
- (3)「適用端末機器等」とは、端末機器等のうち本サービスが適用される端末機器等をいいます。
- (4)「ご加入者」とは本サービスの加入者をいいます。
- (5)「端末機器メーカー」とは端末機器等の製造者をいいます。
- (6)「修理サポート」とは、適用端末機器等の故障(水没によるもの及び全損のものは除きます。)が発生した場合に、ご加入者のお申し出により、端末機器メーカーからご加入者へ請求される修理費用を当社が負担するサービス(当社が指定する端末機器等については、この限りではありません。)をいいます。
- (7)「良品交換サポート」とは、適用端末機器等が全損、水没、盗難、紛失等により使用不能かつ修理不能となった場合に、ご加入者のお申し出により、端末機器等(当社が指定するものに限りま)を、別表1に定める料金額(当社が指定する端末機器等については、この限りではありません。)で提供するサービスをいいます。
- (8)「機種変更特別割引」とは、契約変更の際に、通信料から別表2に定める料金額を割引くサービスをいいます。
- (9)「本サービス」とは、「修理サポート」、「良品交換サポート」及び「機種変更特別割引」を総称したものをいいます。
- (10)「機種変更等」とは、端末機器等の機種の変更(良品交換サポートによる端末機器等の交換を含みます)をいいます。
- (11)「良品端末機器等」とは、良品交換サポートに基づき当社が提供する端末機器等をいいます。

(本サービスの提供条件)

- 第3条 本サービスへのご加入は、新規ご購入等の際に、ご加入者が当社所定の受付拠点において、当社所定の方法で申込みを行い、当社が当該申込みを承諾することにより成立します。
2. 各契約の契約者は、一の契約につき、一の本サービス加入の申込みをすることができます。
  3. 当社は、本規約とは異なる条件及び方法にて本サービスを提供する場合があります。この場合、当社は、加入申込み前にご加入者に対し当該内容を通知するか、又は、加入申込み後に当該内容を通知した上でご加入者から承諾を得るものとします。

(適用端末機器等)

- 第4条 適用端末機器等は当社が指定するものとし、新規ご購入等の際、当社の顧客管理システムに登録される最新の端末機器等に限ります。
- ※当社の顧客管理システムに、最新の端末機器等としてSIMカード及びSIM STYLEジャケット端末が併せて登録されている場合、当該SIMカード及びSIM STYLEジャケット端末が適用端末機器となります。
2. 本サービスの適用期間中に機種変更等がされた場合は、機種変更等の前の端末機器等は適用端末機器等ではなくなります。また、機種変更等(機種変更については端末機器の新規ご購入と同時に挙うもの)に限ります。)の後の端末機器等が当社が指定する端末機器等に該当する場合には、当該機種変更等の後の端末機器等が適用端末機器等となります。

(修理サポートの提供条件)

- 第5条 修理サポートの適用は修理依頼時にお申し出いただいたものに限ります。

(良品交換サポートの提供条件)

- 第6条 良品交換サポートの2回目以降の適用は、前回適用日の翌日から1年を経過した日以降に限ります。
2. 良品交換サポートの適用端末機器等と同一の機種がない場合には、当社が指定する端末機器等への交換となります。この場合において、当社は契約者に対して、料金種別等その他の提供条件について、当社が別に定めるものに変更していただくことがあります。

(機種変更特別割引の提供条件)

- 第7条 機種変更特別割引の適用は、ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)およびワイモバイル通信サービス契約約款(データ通信サービス編)へ端末機器を購入する契約変更に限るものとします。
2. 機種変更特別割引は、別表2に定める料金額を上限とします。

(月額料)

第8条 ご加入者は、別表3に規定する月額料を、基本使用料等ご加入者が支払うべき料金額に加算して当社に支払うものとします。なお、ご加入月及び退会月にご加入日数がひと月に満たない場合には、月額料は日割りでの計算となります。

(本サービスの解約)

第9条 次の各号に該当する場合には本サービスは解約となります。

- (1)ご加入者から当社所定の方法で本サービスの解約のお申し出をいただいた場合
  - (2)ご加入者が各契約を解約された場合
  - (3)端末機器等(当社が指定するものに限ります。)の新規ご購入を伴わない機種の変更をされた場合(良品交換サポートにより機種の変更がされた場合を除きます)
  - (4)端末機器等(当社が指定するものに限ります。)の新規ご購入を伴う機種の変更であって当該機種の変更後の端末機器等(当社が指定するものに限ります。)が当社が指定するものでない場合。
  - (5)ご加入者が2013年11月14日以降に機種の変更をされた場合
2. 本サービスが解約となった場合、次回の新規ご購入等まで本サービスに加入することはできません。

(免責)

第10条 当社は、ご加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、当社の故意または重大な過失による場合のほかは、何らの責任も負いません。

2. 前項により当社が責を負う場合でも、損害賠償の範囲は正常の状態における当該適用端末機器等の時価相当額を限度とします。

(その他の提供条件)

第11条 本規約に規定のない提供条件については、当社が必要と認める場合には、当社が別に定める規定が適用される場合があります。

(同意事項)

第12条 本サービスご加入お申し込みにあたっては、ご加入者は本規約にご同意いただいたものとみなします。

(本サービスの中断・終了)

第13条 当社は本サービスを予告なく中断、終了する場合があります。

(本サービスの提供開始)

第14条 本サービスは当社が別途定める日より提供を開始します。なお、第8条に定める月額料は本サービスの提供を開始する日より課金します。

附則

(実施期日)

平成 27 年 7 月 1 日制定

平成 29 年 7 月 1 日更新

平成 30 年 4 月 1 日更新

(別表1)

良品交換 お客さまご負担額	5,000円(税抜)
---------------	------------

注)・良品交換代金にサポートコインのご利用は出来ません。

・記載の端末機器等について、同一の機種がない場合には、当社が指定する別の端末機器等への交換となります。

(別表2)

機種変更特別割引額	5,000円(税抜)
-----------	------------

注)・契約変更月のワイモバイル通信サービスの通信料を上限として割引します。割引できない分は翌月以降の通信料から割引します。

・機種代金の分割支払い、国際電話サービス通話料金(音声、TV コール)、国際 SMS 送信料、国際 MMS送信・読出料、国際ローミング(世界対応ケータイ)料金(音声、TV コール、SMS、MMS、データ通信)、コンテンツ情報料(請求代行分)、ユニバーサルサービス料などは、割引対象外となります。

(別表3)

『あんしん保証サービス』月額料	475円(税抜)
-----------------	----------